

【会員制事業者の皆様へ】

**【ご案内】**

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律に係る  
募集届出書の届出方法について

令和7年9月1日

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律は、届出事項を変更して募集をしようとするときは、改めて届出をすることを定めています（第3条第2項ただし書。いわゆる変更届出）。

この変更届出については、現在、変更する届出事項のみならず、それ以外の届出事項についても、募集届出書（様式第1）に記載いただいているところですが、この度業務改善の一環として、変更事項のみを届け出る方法（※）も可能にすることとし、現在調整を進めています。

この変更事項のみの届出受付は、令和7年10月1日に開始する予定としておりますので、あらかじめご案内させていただきます。

（※）届出の様式（様式第1）の記載方法

変更事項のほか、会員制事業者の名称、代表者の氏名、住所、電話番号及び指定役務に係る施設の所在地を各所定欄に記載してください。

【問合せ先】

経済産業省商務・サービスグループ商取引・消費経済政策課 関  
TEL 03-3501-1511（内線：4191）

**【\*令和7年10月1日更新】**

上記変更事項のみの届出受付は、予定どおり、本日（令和7年10月1日）から開始いたしました。